

大阪府附属機関条例（抄）及び大阪府立青少年海洋センター指定管理者評価委員会規則

○大阪府附属機関条例（抄）

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

（略）

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

（略）

別表第二

執行機関	公の施設	名称
知事	大阪府立青少年海洋センター	大阪府立青少年海洋センター

○大阪府立青少年海洋センター指定管理者評価委員会規則

平成二十四年十一月一日
大阪府規則第百三十一号

大阪府立青少年海洋センター指定管理者評価委員会規則を公布する。

大阪府立青少年海洋センター指定管理者評価委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府立青少年海洋センター指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二八規則四五・旧第三条繰上）

（委員長）

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(平二八規則四五・旧第四条繰上)

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(平二八規則四五・旧第五条繰上)

(部会)

第五条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(平二八規則四五・旧第六条繰上)

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。

(平二八規則四五・旧第七条繰上・一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(平二八規則四五・旧第八条繰上)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、福祉部において行う。

(平二八規則四五・旧第九条繰上、令四規則二〇・一部改正)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(平二八規則四五・旧第十条繰上)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される委員会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十八年三月三十一日までとする。

附則(平成二八年規則第四五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(令和四年規則第二〇号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和八年規則第三十一号)

この規則は、令和八年四月一日から施行する。